

社会体育施設・学校体育施設感染拡大予防ガイドライン

令和2年 10 月 13 日

山中湖村教育委員会

施設の予約受付時の対応

施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明示して、協力を求める。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

施設の開館における対応

1 3密の回避

(1)換気設備の設置等(「密閉」の回避)

- ① 施設利用の際は、全て入口ドアや窓を開放して使用する。また、窓を開放したままで利用できる場合や、網戸が設置してある窓については常時開放する。(トイレ、更衣室等についても同様)

(2)施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- ① 施設ごとに利用人数の上限を設定し利用制限を行う。
- ② 体育施設については、床面積等に対し一人当たり16㎡とし利用人数を制限する。

(3)人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- ① 休憩する際には人との間隔を2m以上確保する。

2 その他の感染防止対策

(1)マスクの着用等

- ① 利用者にマスクを持参していただき、スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用していただく。
- ② 運動中マスクを外す場合は、適切な距離をとるよう促す。
- ③ 施設利用中に大きな声での会話、応援等は控えていただく。

(2)運動・スポーツを行う際の留意点

- ① タオルの共用は控えていただく。
- ② 人と人との接触が伴うトレーニングは極力行わないこと。

(3)手洗い・手指消毒

- ① 来館時、退館時、トイレ利用後の手洗い、または、消毒液(高濃度エタノールや市販の洗浄剤、漂白剤)で手指の消毒を徹底していただく。
- ② 施設入口に注意喚起掲示を設置して、利用者の手洗い・手指消毒を促す。

(4)体調チェック等

- ① 利用団体は利用前に検温管理表にて体調をチェックしていただく。
- ② 次の症状がある方は、施設の利用を控えていただく。

- ・風邪の症状(くしゃみや咳が出る)や発熱(平熱より1度以上高い)の症状がある方。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。
- ・咳、痰、嘔吐、下痢、胸部不快感のある方。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- ・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

③ 次の項目に該当する方は、施設の利用を控えていただく。

- ・過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。
- ・感染による重症化を引き起こしうる疾病をお持ちの方。(糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)
- ・妊娠をされている方
- ・地域の学校にて休業の措置が取られている、幼児・学童・学生(18 歳未満)の方。

(5)トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー、ドアノブ等)は、高濃度エタノールや市販の洗浄剤、漂白剤で、活動前後に清拭消毒をしていただく。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ 各トイレに石鹼を設置する。

(6)清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、高濃度エタノールや市販の洗浄剤、漂白剤で、活動前後に清拭消毒をしていただく。
- ② ゴミは、ビニール袋に密閉して持ち帰るよう促す。

(7)施設利用前後の留意事項

利用者である団体は、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に配慮するよう促す。また、利用後は速やかに帰宅をすること。

3 施設ごとの注意点等

(1)利用について

- ① 施設ごとの同時間帯での最大利用者数は、次のとおりとする。
 - ・プール併用村民体育館(山中湖中学校体育館)60 名(半面の場合 30 名)
 - ・住民児童体育館(山中小学校体育館) 45 名
 - ・東小学校体育館 45 名
- ② 同一時間帯の複数団体施設利用は不可とする。

(2)団体利用者について

- ① 施設利用の際は事前に接触確認アプリ「COCOA」のアプリダウンロードを行ってもらう。
- ② 施設利用代表者は、検温管理表の記入、保管(2 週間毎に提出)をしてもらい、施設利用者から感染者が発生した場合において、利用者全員へ連絡がとれる体制を確保していただく。

- ③ 施設利用代表者(申請者)には、感染が発生した場合は、行政機関による調査へ協力していただく。

(3) 対外試合および大会開催について

- ① 大会を開催する場合については、大会のガイドラインを作成し施設申請時に村教育委員会に提出すること。
- ② 対外試合および大会の参加チームすべての検温管理表を責任者が責任をもって村教育委員会まで提出すること。
- ③ 各施設体育館フロアは選手及び指導者のみ入場可とし、観戦者は2階の観戦スペースで十分な距離を取り必ずマスクを着用し声を出さずに観戦すること。(東小学校体育館は観戦する十分なスペースが確保できないため対外試合および大会開催はしないものとする)

利用者への注意喚起(ホームページ・施設掲示・書面配布等)

施設利用者の来館時の健康チェック強化のため、施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくないときの来館・利用自粛について、本ガイドラインに則した内容の施設内掲示やホームページへの掲載をもって利用者へ呼びかけ、実行徹底を強く求める。

既存事業やイベントへの対応

1 幼児・学童・学生を対象とした事業への対応

- (1) 地域の学校にて休業の措置が取られている場合は、幼児・学童・学生(18歳未満)を対象とした教室並びにイベントは休講とする。
- (2) 休業期間は地域学校の休業状況に則して柔軟に対応する。

2 成人を対象とした大型イベント等への対応

- (1) 成人(18歳以上)を対象とした教室、多くの人を集めるようなイベントについては感染リスクを高めるため、規模の縮小や人数の制限をしガイドラインを作成し対応するか延期の対応を取る。

感染者情報に接した場合の対処(保健所からの通知・本人からの通告)

1 即時に保健所への報告を行う。(求められる情報の速やかな開示)

- ・滞在者情報の摘出
- ・特に感染者の入館時から退館時の1時間後までに在館されていた利用者、利用団体のリストアップ

富士・東部保健所(地域保健課)

TEL:0555-24-9035 FAX:0555-24-9037

2 保健所の指示に従った上で早い段階で休館を決定し、関係者への周知を図る。

3 感染者利用などの判明により、同時間帯の在館者への連絡、あるいは利用者から自分が利用していた月日や時間の問い合わせへの応答等の対応を図る。

4 関連者リストの提出を想定し、抽出するデータベースの確認や作表を行う。

5 専門業者、施設管理者等による施設の消毒を実施する。